

「埼玉県家庭教育アドバイザー」の設置及び派遣に係る取扱要綱

1 趣 旨

この要綱は、学校、幼稚園・保育所、企業等が行う家庭教育に関する取組を支援する「埼玉県家庭教育アドバイザー」（以下「家庭教育アドバイザー」という。）の設置とその派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 家庭教育アドバイザーの定義

家庭教育アドバイザーとは、県が実施する養成研修を修了し、人材登録した者をいう。

3 家庭教育アドバイザーの登録・有効期間

家庭教育アドバイザーの人材登録は、別に定めるところにより行う。

4 家庭教育アドバイザーの職務

家庭教育アドバイザーは、家庭や保護者の教育力の向上を支援するため、以下に掲げるような職務に従事するものとする。

- (1) 家庭教育学級・子育て講座等における指導・助言
- (2) 「親の学習」講座における指導・助言
- (3) 子育て相談の実施
- (4) 子育てサークル・グループ運営への指導・助言
- (5) その他、家庭教育の推進に関する取組

5 家庭教育アドバイザーの派遣先

県は、講座等を主催する団体等からの要請を受け、家庭教育アドバイザーを指導者として派遣する。派遣先は以下のとおりとする。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 幼稚園、保育所等
- (3) 公民館その他の社会教育施設
- (4) 民間企業
- (5) その他、県教育委員会が適当と認めた団体

6 派遣申請及び決定

- (1) 家庭教育アドバイザーの派遣を希望する団体等の長は、原則として講座等の実施日の1か月前までに、「『親の学習』講座及び家庭教育学級・子育て講座計画

書」(様式1)、又は「『親子ふれ合い活動』埼玉県家庭教育アドバイザー派遣依頼書」を、県教育局生涯学習推進課長又は教育事務所長に提出する。

- (2) 生涯学習推進課長又は教育事務所長は、講座計画書の内容を審査の上、派遣の可否及び派遣する家庭教育アドバイザーを決定し、その結果を団体等の長に通知する。
- (3) 派遣の決定を受けた団体等の長は、家庭教育アドバイザーと連絡・調整の上、家庭教育学級等を適正に運営するものとする。

7 実施報告書の提出

家庭教育アドバイザーの派遣を受けて家庭教育学級等を実施した団体等の長は、事業終了後1週間以内に、「『親の学習』講座及び家庭教育学級・子育て講座実施報告書」(様式2)、又は「『親子ふれ合い活動』実施報告書」を、生涯学習推進課長又は教育事務所長に提出する。

8 派遣に係る経費

家庭教育アドバイザーの派遣に係る報償費については、県が負担するものとし、その額は次のとおりとする。ただし、家庭教育学級等を主催する団体等が負担する場合は、この限りではない。

単価	1回(1日)	2,500円
----	--------	--------

9 その他

- (1) 家庭教育アドバイザーに関する事務は、生涯学習推進課及び教育事務所において処理する。
- (2) 家庭教育アドバイザーで、埼玉県教育委員会委員であるものの派遣に係る報償費については、「8 派遣に係る経費」本文の規程にかかわらず、支出しない。ただし、自宅からの交通費に相当する額を県が負担する。
- (3) この要綱に定めのない事項及び事業内容の変更等については、生涯学習推進課長及び教育事務所長が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年11月20日から適用する。